

# 平成31年度いじめ問題対策基本方針

新見市立新見第一中学校

平成26年 3月 策定 平成30年 3月 改訂

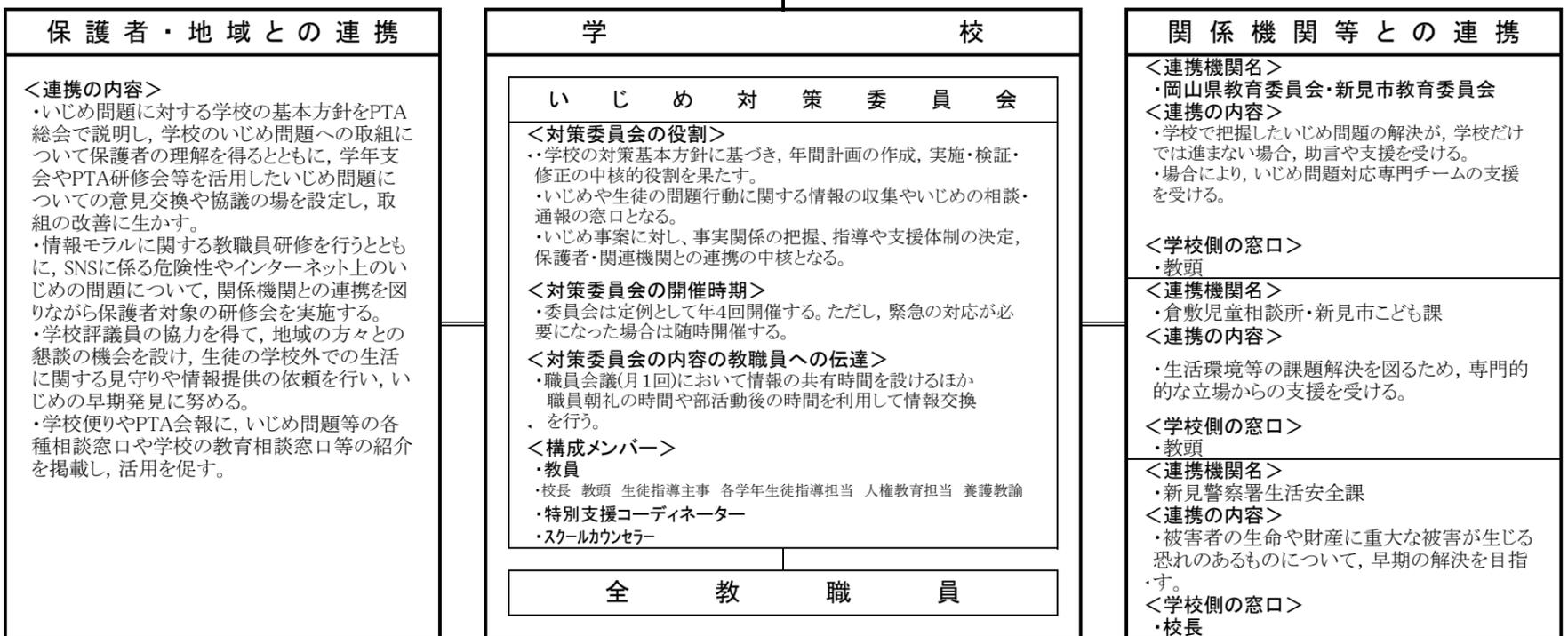
## いじめに関する現状と課題

・本校では、例年何件かのいじめ問題が起っており、特にクラスメートに対するからかいや心ない言葉の投げかけから仲間外しにするなどの行為にエスカレートしていく事例が多く、生徒の人権意識の高揚が課題となる。また最近では、携帯やスマートフォン、その他の通信機器を利用して、情報交換を行う生徒も多く見られ、SNS等への書き込みに起因する生徒間トラブルも見られる。学校内だけでなく、保護者・関係機関との連携を進めながら、いじめの未然防止・早期発見・適切な対処に取り組む必要がある。そのために、組織だった取組と教職員研修の充実が必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・全教育活動を通して「いじめは重大な人権侵害であり、決して許さない」ことを徹底するとともに、いじめほどの生徒にも、どの学校にも起こりうることを認識し、教職員は保護者、関係機関と連携を図りながら、その未然防止、早期発見、早期対応、そして再発防止に努める。  
 ・生徒の豊かな情操と道徳心、自他の存在を相互に尊重しあえる態度を育てるため、教育活動を通じて道徳教育の充実を目指す。  
 ・生徒一人ひとりの自己存在感や自己充実感を感じられる学校づくりを行い、学習規律や生活規律の定着を図る。  
 ・生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や生徒・保護者対象の講演会を実施し、情報モラルについての教育の推進を図る。

**<重点となる取組>**  
 ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。  
 ・「人権週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。



## 学校が実施する取組

①	いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳教育や体験活動等の充実</li> <li>・豊かな情操・道徳心や社会性を育み、自他の生命を尊重する態度を養うための道徳教育や人権教育の充実を図る。</li> <li>○意欲的に学習や活動に取り組む集団づくり</li> <li>・個々の生徒の学習意欲や学級集団の状態を客観的に把握するための諸検査を実施し、その結果を活用して望ましい集団作りに努める。</li> <li>○いじめ問題解決に向けて主体的に行動する生徒の育成</li> <li>・いじめをしない・させない・放置しない態度を育成するために生徒会活動や学級活動の充実を図る。</li> <li>○教員研修</li> <li>・教職員の指導力向上のための研修として、外部から講師を招き、SNSの危険性などの危険性とその対応についての研修会を行う。</li> <li>○ネット上のいじめについての生徒の教育と保護者への啓発の促進</li> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。またSNSに係る危険性やネット上のいじめについての認識を深めるため学識経験者や通信事業者の協力を得て、保護者を対象にした研修会を実施する。</li> </ul>
②	早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的なアンケート調査等の実施による実態把握</li> <li>・生徒の実態把握のためのアンケートを6月・10月の2回実施し、年3回の個別の教育相談を行う。また、保護者懇談を活用し、生徒の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。</li> <li>○相談体制の確立</li> <li>・日常から担任を中心に生徒への声かけや教育相談を行い、生徒の変化を見逃さないよう心がける。また、スクールカウンセラーと連携し、生徒の教育相談を行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</li> <li>○情報共有</li> <li>・生徒の気になる変化や行為があった場合、記録を残し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。生徒指導係会との連携で週一回、気になる生徒の情報交換を行う。</li> <li>○家庭への啓発</li> <li>・いじめの認知につながるよう、家庭における生徒の様子を見つめるための資料を配付して家庭との連携を図り、家庭におけるいじめ問題への対応に関する啓発を行う。</li> <li>○ネットパトロール事業の活用</li> <li>・生徒がネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを把握するため、ネットパトロール事業を活用し、情報収集を図る。</li> </ul>
③	いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の組織的な対応と関係機関との連携</li> <li>いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。</li> <li>○いじめの有無の確認</li> <li>・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。</li> <li>○いじめられた生徒への支援</li> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。</li> <li>○いじめた生徒への指導</li> <li>・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。内容により、関連機関へ助言や支援を求める。</li> <li>○警察等の連携</li> <li>・いじめが被害者生徒の生命や財産を脅かす重大な危険性や犯罪行為として認識され、緊急かつ早期な解決が必要とされる場合、直ちに警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとる。</li> </ul>